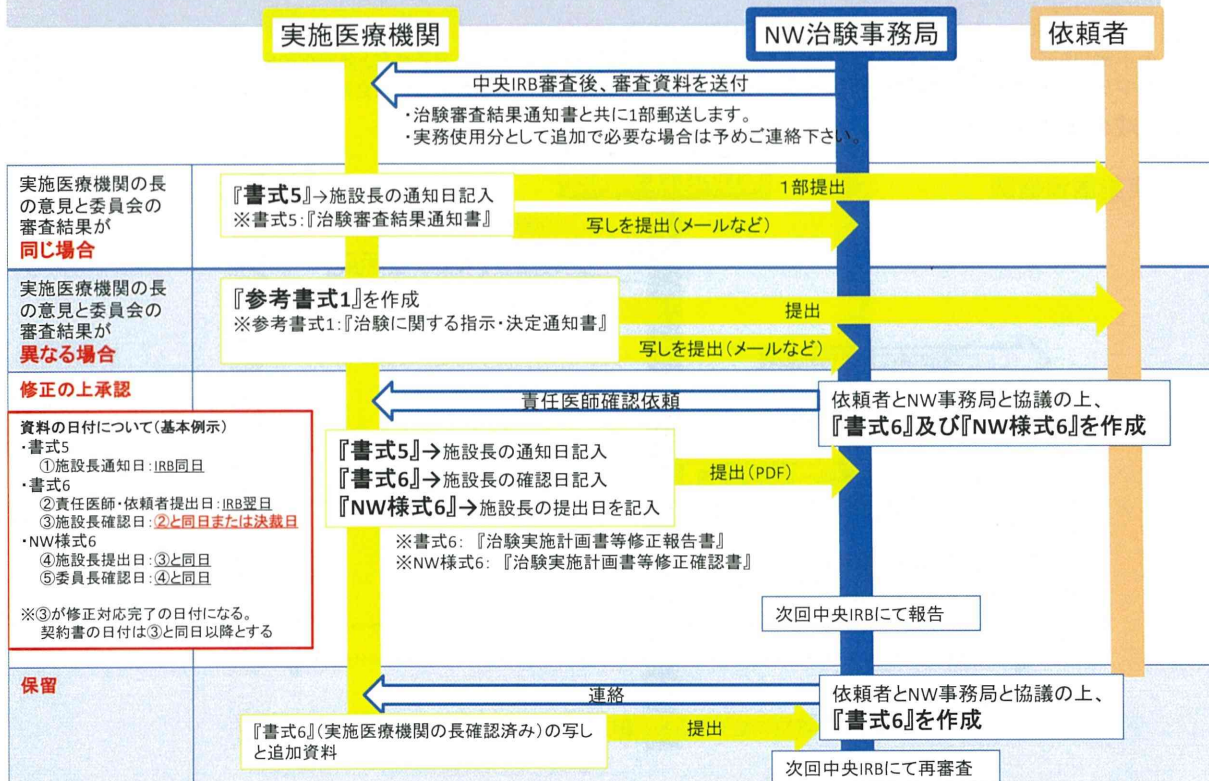


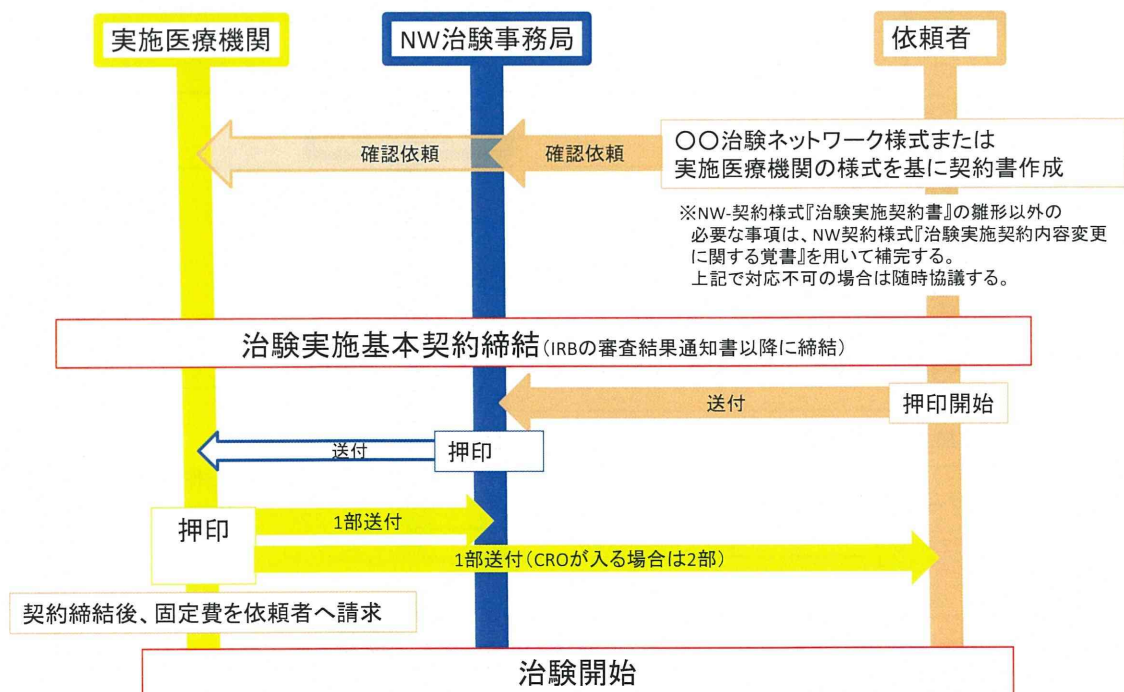
2. 初回審査までの流れ

・中央IRB審査終了後の流れ



3. 契約締結

・中央治験審査委員会で承認後、契約締結



4. 計画変更

・計画変更が発生した際の留意事項

赤字は迅速審査可能ですが、
緊急でない限り、
本審査をお願いします。

◆審査対象となるもの

審査対象	・治験実施計画書の変更（軽微なものは除く） ・同意説明文書の変更 ・治験薬概要書の改訂 ・被験者募集方法の追加、変更 ・新たな費用発生など	・治験責任医師・ 分担医師の変更
報告対象	・治験実施体制、モニターの変更 ・他施設の治験責任医師に係る変更	
審査・報告対象外	・治験協力者の変更 ・症例追加、契約期間の延長 ・治験責任医師・治験分担医師の職名や氏名の変更など	

※内容について協議・検討が必要な事項に関してはネットワークへご相談ください。

◆書式10：治験に関する変更申請書の差出元について

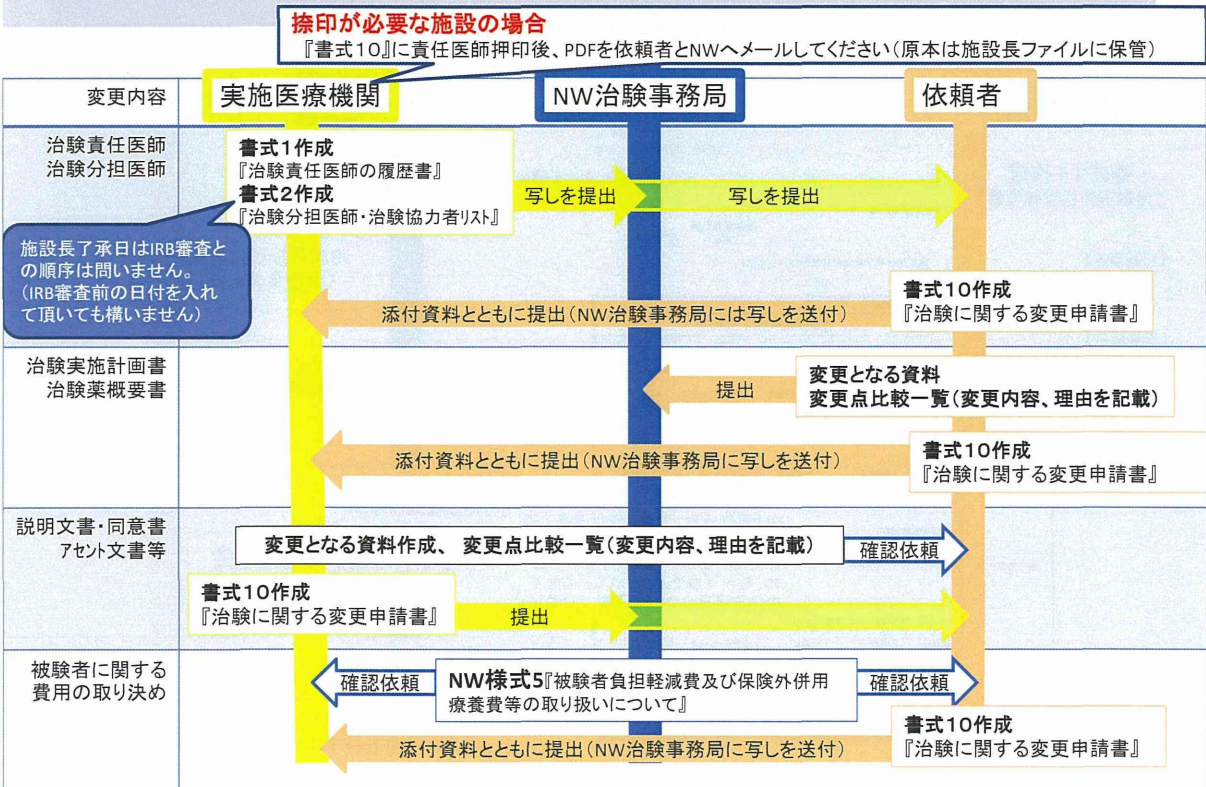
統一書式記載の手引きに則り、ご記載ください（書式6と同様）。

区分	説明文書、同意文書を 含まない 場合	説明文書、同意文書 のみ の場合	説明文書、同意文書を 含む、その他の文書 の場合
記載推奨 例	治験依頼者 ABC製薬株式会社 日本次郎 治験責任医師 該当せず	治験依頼者 該当せず 治験責任医師 治験太郎	治験依頼者 ABC製薬株式会社 日本次郎 治験責任医師 治験太郎

上記はあくまで推奨ですので、施設の意向を勘案し、記載頂いて構いません。
（例）責任医師・分担医師の変更、募集手順に対して責任医師名を入れても可など

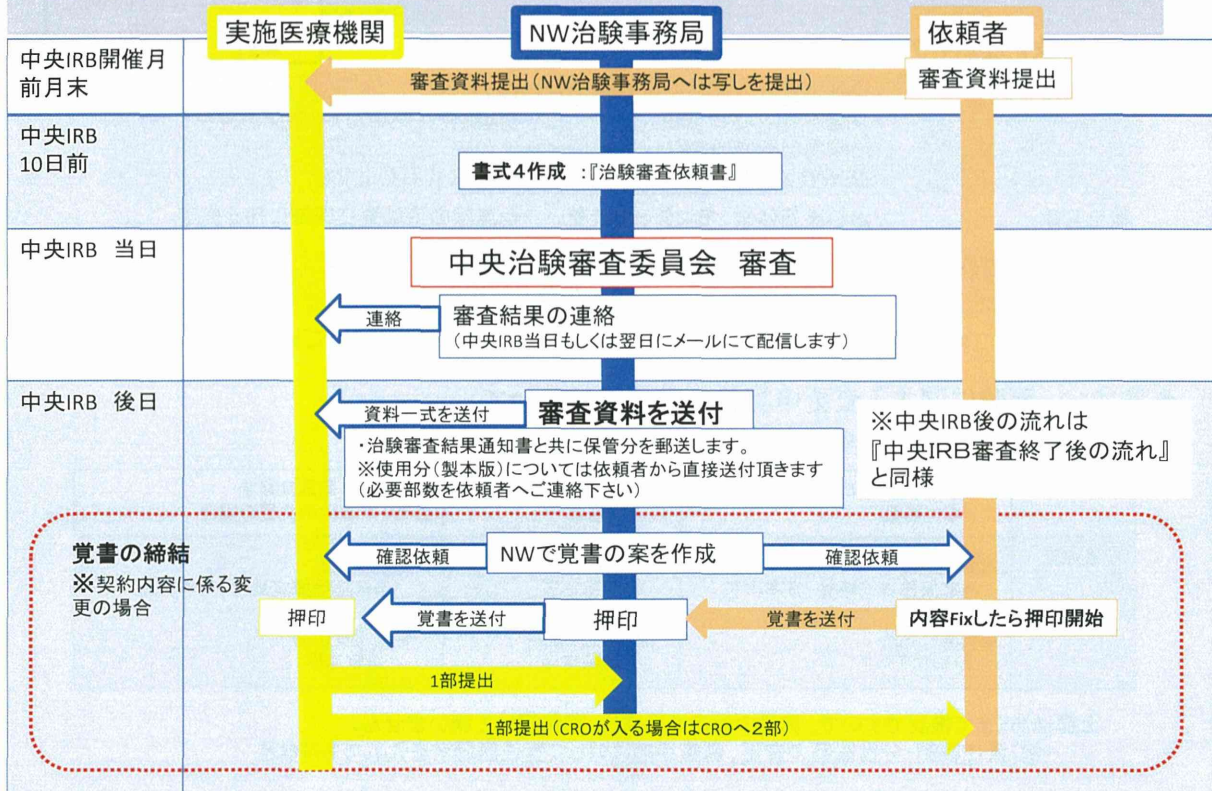
4. 計画変更

・審査に必要な書類作成の手順



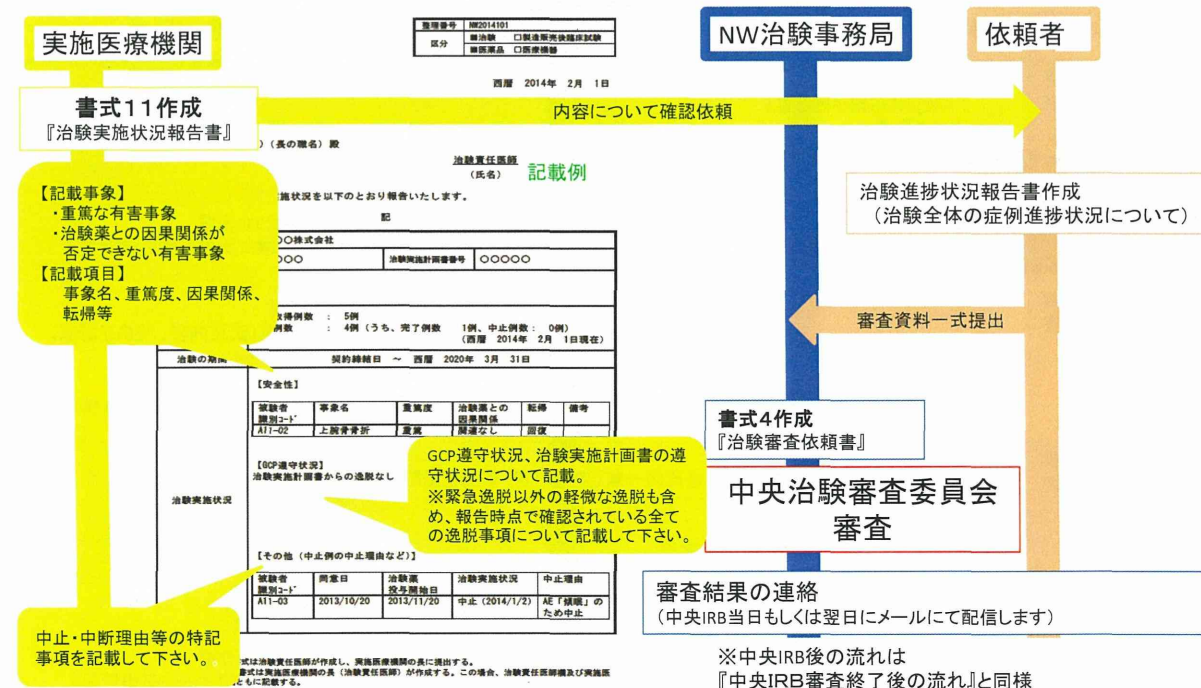
4. 計画変更

• 変更審査の流れ



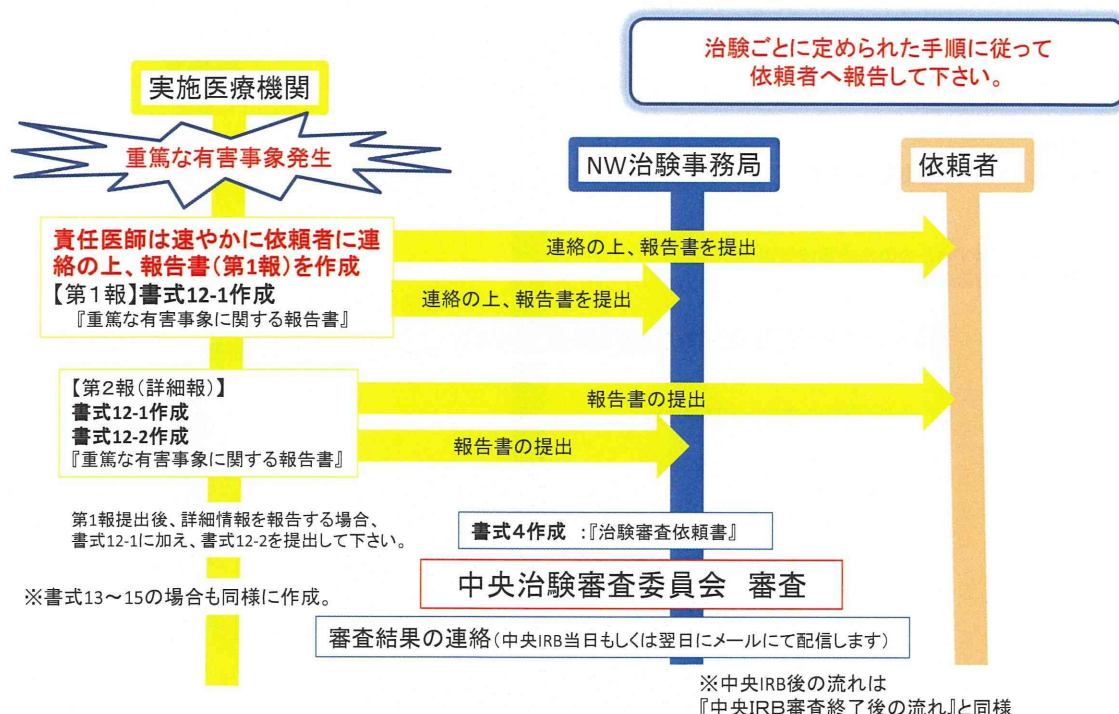
5. 継続審査

• 原則として、中央IRB新規審査の年度末に審査します。



6. 安全性情報

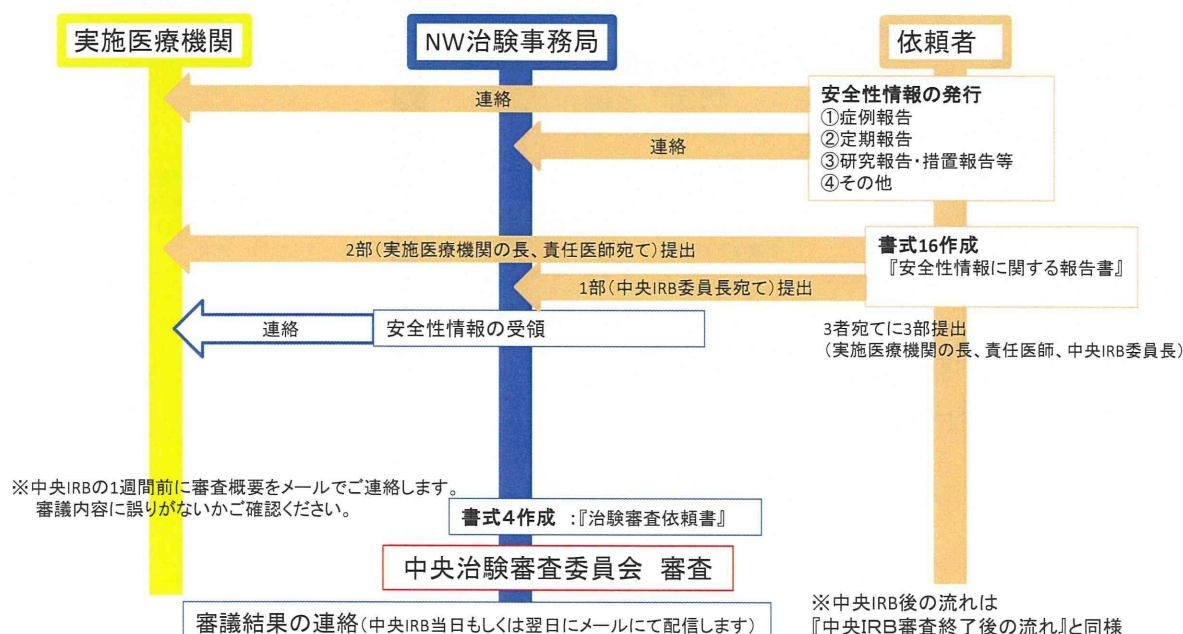
- 重篤な有害事象が発生した場合



6. 安全性情報

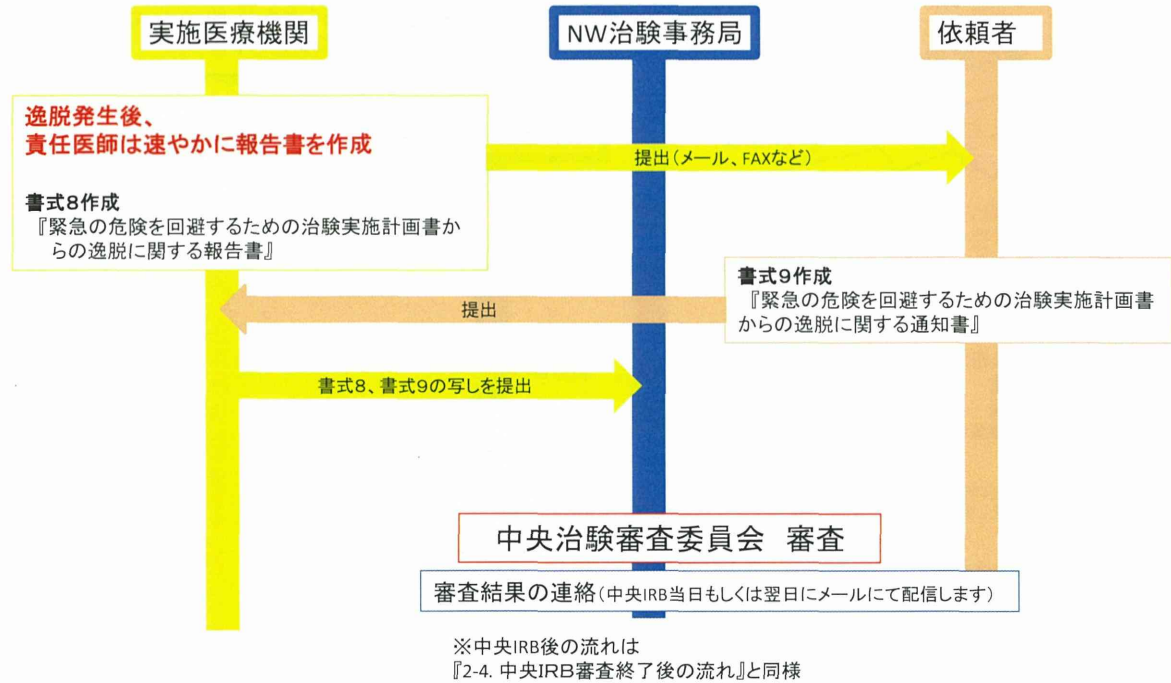
- 症例報告、定期報告、研究・措置報告等が発生した場合

審査対象： 治験実施中(契約締結日～各実施医療機関における治験終了・中止報告書提出日)に報告された
安全性情報(症例報告、定期報告、措置報告、研究報告など)
※中央IRB新規審査～契約締結日に発生した安全情報に関しては、契約締結完了後の中央IRBにて審査します。



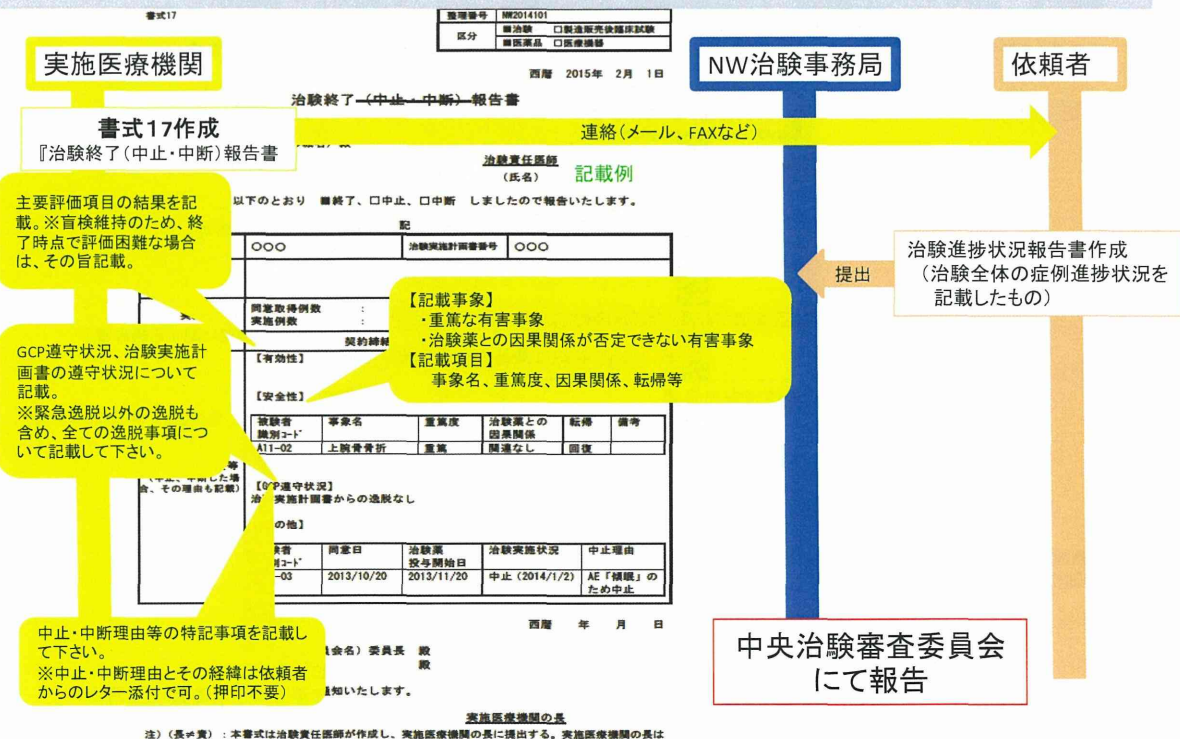
7. 逸脱審査・報告

- 『緊急の危険回避のための治験実施計画書からの逸脱』のみ審査
- すべての実施計画書からの逸脱は、継続審査および終了・中止報告時に中央IRBに報告



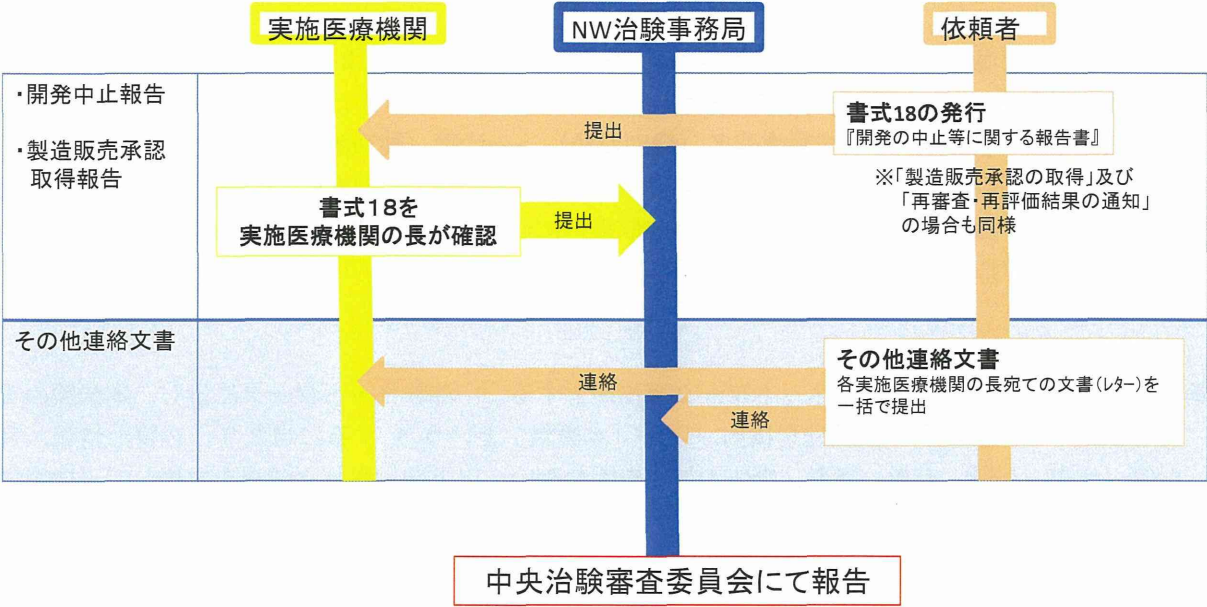
8. 終了・中止報告

- 原則として、各実施医療機関において治験薬の返却、症例報告書の作成、SDV等の必要手続き終了後、提出を受け付けます。



9. その他

- ・ 開発の中止報告および製造販売承認取得報告
- ・ その他連絡文書(会社名、治験依頼者名、社長名の変更等)



**契約様式*

参考 2

秘密保持基本契約書（例示）

■■■（〇〇治験ネットワーク設置運営規程第4条第1項に基づき、ネットワーク事務局を担う者。以下「甲」という。）と（調査依頼者の名称）（以下「乙」という。）とは、乙が計画、実施又は支援するく被験薬名（識別記号）・被験機器名（識別記号）>の治験（製造販売後臨床試験の場合においては、「製造販売後臨床試験」と読み替えるものとし、これらを総じて以下「本治験」という。）に関して、甲及び乙が互いに開示・提供する情報の取扱いについて、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（情報の開示）

第1条 甲及び乙は、乙が甲をネットワーク事務局とする〇〇治験ネットワークに対し、本治験の実施を依頼する医療機関の候補先を検討（以下「本検討」という。）するに当たり、必要な情報、資料等（文書、口頭、有形、無形、媒体の如何を問わない。以下開示された情報を総称して「機密情報」という。）を相互に開示する。

（秘密保持）

第2条 甲及び乙は、相手方より開示された機密情報を全て秘密保持の取扱いとし、相手方の書面による事前の承諾なしに一切第三者に開示・漏洩してはならない。ただし、機密情報が次の各号に該当する場合にあってはこの限りでない。

- 1）相手方から開示又は提供される以前において、既に所有していたもので、その所有が正当に証明されうる情報
 - 2）相手方から開示又は提供される以前において公知であるか、その後、情報受領者の責によらずに公知となった情報
 - 3）正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく、正当に入手したことを立証できる情報
 - 4）法令又は裁判所等の命令により開示要請を受けた情報（ただし、当該開示によっても公知とならない情報については、依然として機密情報として取扱う。）
- 2 甲及び乙は、本検討のために知る必要のある自己の役員又は従業員のみに必要な最小限の機密情報を開示するものとし、その他の役員又は従業員には機密情報を開示しない。なお、当該役員又は従業員に開示した当事者は、本契約に基づき自己が負っている秘密保持義務及び目的外使用禁止義務と同様の義務を当該役員又は従業員に課するとともに、当該役員又は従業員による同義務の不履行につき、相手方に対し責任を負うものとする。
- 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、甲は、本検討のため、〇〇治験ネットワーク登録医療機関に、乙から開示又は提供を受けた機密情報を開示又は提供することができるものとする。なお、この場合、甲は、当該〇〇治験ネットワーク登録医療機関に対し、本契約において自らが負うのと同様の義務を負わせるものとする。

（目的外使用の禁止）

第3条 甲及び乙は、相手方の機密情報を、本検討のためにのみ用いるものとし、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、本検討以外に又は自己もしくは第三者の利益のためにこれを用いてはならない。

（機密情報の管理）

第4条 甲及び乙は、相手方から受領した有形の機密情報の保管について、責任者を定め、滅失、毀損、盗難又は漏洩のないように万全の措置を講じるものとする。

（機密情報の廃棄及び返還）

第5条 甲及び乙は、本検討終了後、相手方から受領したすべての有形の機密情報を速やかに廃棄する。ただし、相手方から要請があった場合は、相手方から受領したすべての有形の機密情報を速やかに相手方に返却する。

（損害賠償）

第6条 甲及び乙は、本契約に違反し、相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

（有効期間）

第7条 本契約の有効期間は、契約締結日より発効し、機密情報のすべてが第2条第1項の各号のいずれかに該当するまで存続するものとする。

（協議）

第8条 本契約に定めのない事項及び本契約の各条項の解釈につき疑義を生じた事項については、その都度甲乙誠意をもって協議、決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 年（西暦 年） 月 日

（所在地）

甲 （名 称）

（職名、氏名）

印

（所在地）

乙 （名 称）

（職名、氏名）

印

* * 契約様式 *

〇〇治験ネットワーク 業務委託契約書

（加盟施設）（以下「甲」という。）と、■■■■（〇〇治験ネットワーク設置運営規程第4条第1項に基づき、ネットワーク事務局を担う者。以下「乙」という。）とは、「〇〇治験ネットワーク」を経由して甲が実施する治験（製造販売後臨床試験の場合においては、「製造販売後臨床試験」と読み替えるものとし、これらを総じて以下「本治験」という。）に関する業務の一部（以下「本業務」という。）を乙に委託するにあたり、次のとおり業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本契約は、本業務に関する甲乙間の業務委託契約である。

2 甲及び治験依頼者（以下「丙」という。）は、本治験の実施に際して治験毎に別途治験実施に関する契約（以下「治験実施契約」という。）を締結する。

（事務局の設置及び本業務の範囲）

第2条 乙は、本業務を行うためにネットワーク事務局を設置する。

2 甲が乙に委託する本業務の内容は以下のとおりとし、その手順については甲及び乙が合意する手順書に定めるものとする。

- ① 治験の実施情報の提出
- ② 実施医療機関及び治験責任医師の要件調査補助
- ③ 治験の依頼・契約に関する業務補助
- ④ 治験に必要な書類・資料の作成に関する業務補助
- ⑤ 治験に関連する情報の収集・伝達に関する業務補助
- ⑥ 治験の進捗管理に関する業務補助
- ⑦ 治験スタッフへの教育・訓練に関する業務補助
- ⑧ 治験に関連する書類・資料の保存に関する業務補助
- ⑨ 治験を実施するために必要な手順書の作成補助
- ⑩ 中央治験審査委員会の事務局業務

3 その他、本業務について必要な事項は甲乙協議の上、定めるものとする。

（委託に係る業務の手順に関する事項）

第3条 乙は、本業務の実施に際し、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成9年厚生省令第28号）及び医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成17年厚生労働省令第36号）その他の医薬品又は医療機器の臨床試験の実施に関する省令、医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（平成16年厚生労働省令第171号）及び医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（平成17年厚生労働省令第38号）その他の医薬品又は医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施に関する省令、その他本業務の実施に適用されるすべての法律、規則及び規制並びに〇〇治験ネットワーク設置運営規程、本治験に関する業務規程、業務手順書及び治験実施計画書（以下「GCP省令等」という。）を遵守するものとする。

（受託者に対する指示に関する事項）

第4条 甲は、乙が前条に定めるGCP省令等に従い本業務を適正かつ円滑に遂行しているかどうかを確認することができる。

2 甲は、乙に対し、本業務を行うに際して必要な指示を与えることができるものとし、乙は、本業務の趣旨に反しない限り、これを遵守するものとする。

3 甲は、前項の指示を行った場合、乙に対し当該措置が講じられたかどうかにつき、適宜の方法で確認することができるものとする。

（受託者が行う報告に関する事項）

第5条 乙は、甲に対し、甲から求められたときには、適宜の方法によって、本業務の遂行状況について報告を行うものとする。

（秘密保持）

第6条 乙は、本業務の実施に際して甲より開示された本業務に関連する全てのデータ、資料及び情報等（以下「機密情報」という。）は、文書又は口頭並びに有形又は無形に係わらず、その機密を保持する責を負う。

2 甲は、甲が知り得た乙の業務上の技術情報、専門情報及び機密性を指定されて提供された情報等（以下「当該機密」という。）の機密を保持する責を負う。

3 甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾なしに、他のいかなる第三者に対しても、機密情報及び当該機密を提示、開示、発表及び漏洩並びに本業務以外のいかなる目的にも使用してはならない。但し、機密情報及び当該機密が次の各号に該当する場合はこの限りでない。

① 相手方から開示又は提供される以前において、既に公表されている場合

② 相手方から開示又は提供される以前に公知であるか、その後開示を受けた当事者の責によらず公知となった場合

③ 正当な権限を有する第三者から守秘義務を負わずに開示を受けた場合

④ 法令又は裁判所の命令により開示を義務付けられた場合

4 甲及び乙は、本業務の実施に際して知り得た被験者に関する個人情報の機密を保持する責を負い、他のいかなる第三者に対しても、当該個人情報を提示、開示、発表及び漏洩並びに本業務以外のいかなる目的にも使用してはならない。

（記録の保存）

第7条 乙は、本契約を締結したこと及び本業務を実施したことにより発生した文書又は記録（データを含む）のうち、乙が保存すべき文書又は記録（データを含む）を適切に保存する。

2 乙は、甲が行う監査並びに規制当局及び中央治験審査委員会による調査を受け入れ、甲の監査担当者並びに規制当局及び中央治験審査委員会の求めに応じ、乙が保存すべき文書又は記録（データを含む）の全ての治験関連記録を直接閲覧に供するものとする。

3 乙は、前2項の保存すべき文書又は記録（データを含む）を次の各号に掲げる日のうち最も遅い日までの期間保存しなければならない。但し、丙が長期間の保存を必要とする場合は、保存期間及び保存方法について甲及び丙と協議する。

① 本治験の治験薬又は治験機器が製造販売承認を受けた日

② 本治験の中止又は終了後3年を経過した日

③ 本治験の治験薬又は治験機器の開発中止が決定された日から3年を経過した日

（委託費用）

第8条 甲は、乙に対し、本業務における委託費用を支払う責を有する。

2 前項の委託費用は、甲の事務作業の軽減を目的に、別途作成する治験実施契約書に基づき、丙から乙に対して支払われるものとする。

3 委託費用の内容及び支払方法・時期については、別途定めるところによる。

（不可抗力免責）

第9条 天災地変あるいは経済情勢の激変等、当事者の責めに帰すべからざる事由により本契約の履行不能に陥ったときは、甲及び乙は、その責に任じない。この場合、本契約の存続あるいは費用の精算等について、甲及び乙は、誠意をもって協議するものとする。

（契約の解約）

第10条 甲又は乙が、第13条に定める本契約有効期間中に本契約を中途解約するときには、相手方に対して解約の2ヵ月前までに書面による申し入れをしなければならない。

2 前項により本契約が解約され、甲又は乙が解約により相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償する責に任ずるものとする。

（契約の解除）

第11条 甲又は乙は、相手方が本契約に違反したときには、書面によって期日を定めてその是正の催告をなし、当該期日経過後もなお是正されない場合には、本契約を解除することができる。

2 前項の規定により本契約が解除された場合、甲及び乙は、相手方に対し、本契約解除時点までの間に行った業務内容につき速やかに報告するものとする。

3 前2項により本契約が解除され、甲又は乙が解除により相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償する責に任ずるものとする。

（裁判管轄の合意）

第12条 甲及び乙は、本契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、（所在地で管轄する地方裁判所名）を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

（本契約の有効期間）

第13条 本契約の有効期間は本契約締結日から2年間（平成 年 月 日まで）とする。

2 期間満了の1ヵ月前までに甲又は乙いずれか一方から文書による契約内容を変更する旨又は契約を更新しない旨の申出のない場合、本契約の内容は2年間更新され、その後も同様に更新される。

（存続条項）

第14条 第6条の秘密保持義務は、その対象となる機密情報について、情報開示者が機密情報としての指定を解除するまでの間、存続するものとする。

（協議）

第15条 本契約に定めのない事項又は本契約の各条項の解釈につき疑義を生じた事項については、その都度甲乙誠意をもって協議、決定する。

本契約締結の証として本書を2通作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 (住所)
(名称)
(代表者) 印

乙 (住所)
(名称)
(代表者) 印

〇〇治験ネットワーク

共同治験審査委員会標準業務手順書

第*版（平成**（201*年**月**日施行）

<目 次>

第1章 目的と適用範囲

第1条 目的と適用範囲

第2条 定義

第2章 共同IRBの責務、構成及び運営に関する事項

第3条 共同IRB事務局

第4条 共同IRBの責務

第5条 共同 IRB の構成等

第6条 共同 IRB 委員長及び副委員長

第7条 共同 IRB の運営

第3章 共同IRBによる治験の審査

第8条 治験実施の適否の審査

第9条 治験の継続審査

第10条 専門治験審査委員会の意見

第11条 迅速審査

第12条 共同 IRB の会議の記録の概要

第13条 共同 IRB の情報の公開

第14条 モニタリング、監査並びにその他の調査

第15条 記録の保存

第16条 その他

第17条 標準業務手順書の改廃

第1章 目的と適用範囲

（目的と適用範囲）

第1条 この標準業務手順書は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（以下、「法」という）並びに「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」（平成9年厚生省令第28号）及び「医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令」（平成17年厚生労働省令第36号）（以下、「GCP省令」という）、「医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令」（平成16年厚生労働省令第171号）及び「医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令」（平成17年厚生労働省令第38号）（以下、「GPSP省令」という）及びその他関連通知に基づいて、ネットワークにて実施する治験及び製造販売後臨床試験に必要な審査の手続きと手順を定めることを目的とする。

2 製造販売後臨床試験にあつては、特段のただし書きがない場合、「治験」を「製造販売後臨床試験」と適宜読み替えることにより本標準業務手順書を適用する。

3 この標準業務手順書は、〇〇治験ネットワーク共同治験審査委員会の構成、運営等について必要な事項を定めるものとする。

＊本記載内容は、各NWの治験審査委員会の名称ならびに運用規定等に合わせて記載する必要がある

4 医療機器の治験の場合には、特段のただし書きがない場合、「医薬品」を「医療機器」、「治験薬」を「治験機器」、「副作用」を「不具合」等と適宜読み替えることにより本標準業務手順書を適用する。

（定義）

第2条 この標準業務手順書において用いる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

1. 「実施医療機関」とは、共同IRBに調査・審議を依頼する治験実施医療機関をいう。
2. 「共同IRB」とは、〇〇治験ネットワークにて受託する治験を、実施医療機関の依頼に基づき調査審議するネットワーク共同治験審査委員会をいう。
3. 「共同IRB設置者」とは、ネットワークの実施医療機関が調査審議を依頼する共同IRBの設置者をいう。
4. 「治験」とは、医薬品又は医療機器の製造販売承認申請又は承認事項一部変更承認申請の際に提出すべき資料の収集のために行う臨床試験をいう。
5. 「製造販売後臨床試験」とは、医薬品の再審査申請、再評価申請若しくは副作用調査の際に提出すべき資料の収集又は医療機器の品質、有効性及び安全性に関する情報の収集、検出、確認若しくは検証のために行う製造販売後の臨床試験をいう。
6. 「治験責任医師」とは、治験実施医療機関（以下、「実施医療機関」という）において治験に係る業務を統括する医師又は歯科医師をいう。
7. 「治験分担医師」とは、実施医療機関において、治験責任医師の指導の下に治験に係る業務を分担する医師又は歯科医師をいう。
8. 「治験協力者」とは、治験責任医師又は治験分担医師（以下、「治験責任医師等」という）の指導の下にこれらの者の治験に係る業務に協力する医師、薬剤師、看護師、放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士その他の医療関係者をいう。
9. 「モニタリング」とは、治験が適正に行われることを確保するため、治験の進捗状況並びに治験がGCP省令及び治験の計画書（以下、「治験実施計画書」という）に従って行われているかどうかについて治験依頼者が実施医療機関に対して行う調査又は自ら治験を実施する者が実施医療機関

に対して特定の者を指定して行わせる調査をいう。

10. 「監査」とは、治験により収集された資料の信頼性を確保するため、治験がGCP省令及び治験実施計画書に従って行われたかどうかについて治験依頼者が行う調査、又は自ら治験を実施する者が特定の者を指定して行わせる調査をいう。なお、事実経過の再現を可能とする文書を「監査証跡」、監査が行われた旨の監査担当者による証明書を「監査証明書」、監査担当者が監査の結果の評価を記述したものを「監査報告書」という。
11. 「被験者」とは、治験薬を投与される者若しくは治験機器を使用される者又は当該者の対照とされる者をいう。
12. 「代諾者」とは、被験者の親権を行う者、配偶者、後見人、その他これに準じる者をいう。
13. 「自ら治験を実施しようとする者」とは、その所属する実施医療機関において自ら治験を実施するために治験の計画を厚生労働大臣に届け出ようとする者であって、治験責任医師となるべき医師又は歯科医師（一の治験実施計画書に基づき複数の実施医療機関において共同で治験を行う場合にあっては、代表して治験の計画を届け出ようとする治験調整医師となるべき医師又は歯科医師を含む。）をいう。
14. 「自ら治験を実施する者」とは、その所属する実施医療機関において自らが治験を実施するために治験の計画を厚生労働大臣に届け出た治験責任医師（一の治験実施計画書に基づき複数の実施医療機関において共同で治験を行う場合にあっては、代表して治験の計画を届け出た治験調整医師を含む。）をいう。なお、一の治験実施計画書に基づき複数の実施医療機関において共同で治験を実施するため、治験責任医師が連名で一の治験の計画を届け出た場合にも、各治験責任医師が「自ら治験を実施する者」と解される。

第2章 共同IRBの責務、構成及び運営に関する事項

（共同IRB事務局）

第3条 共同IRB設置者は、共同IRBの運営を円滑に行うため、共同IRB事務局を置く。なお、ネットワーク治験事務局が共同IRB事務局を兼ねるものとする。

＊各NWの組織・規程により異なる、ネットワーク事務局と共同IRB事務局との組織上の位置づけを明確にする必要がある。

2 共同IRB事務局は、次の業務を行うものとする。

- (1) 共同IRBの開催準備
- (2) 共同IRBの会議の記録（審議及び採決に参加した委員名簿を含む）及びその概要の作成
- (3) 審査結果通知書の作成及び実施医療機関の長への提出（必要に応じて、実施医療機関の長に加えて治験責任医師及び治験依頼者又は自ら治験を実施する者への提出も含む）
- (4) 共同IRBの委員の指名に関する業務（委員名簿の作成も含む）
- (5) 第13条に規定する公表に関する業務
- (6) 記録の保存（共同IRB事務局が保存すべき記録、資料（審査の対象とした全ての資料、議事要旨及び共同IRBが作成するその他の資料等）を保存する。）
- (7) その他共同IRBに関する業務の円滑化を図るために必要な事務及び支援
- (8) 共同IRB設置者と実施医療機関の長との間にて「治験審査委員会における調査審議の依頼に関する契約書」の締結業務。

締結するにあたり、実施医療機関に対して、共同IRBの標準業務手順書ならびにIRB委員名簿を提示する。

*治験ネットワーク登録医療機関の長が共同で設置した共同 IRB の場合などでは、共同 IRB の設置者と実施医療機関の長との間で「治験審査委員会における調査審議の依頼に関する契約書」を締結する必要はない。

（共同IRBの責務）

第4条 共同IRBは、すべての被験者の人権の保護、安全の保持及び福祉の向上を図らなければならない。なお、特に社会的に弱い立場にある者を被験者とする可能性のある治験には特に注意を払うこと。

（共同IRBの構成等）

第5条 共同IRBは、治験について倫理的、科学的及び医学的・薬学的観点から審議及び評価するのに必要な資格及び経験を委員会全体として保持できる適切な数の委員により構成するものとし、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

（1）少なくとも5名の委員から構成されること

（2）専門委員（医学、歯学、薬学その他の医療又は臨床試験に関する専門的知識を有する者。）

*各共同 IRB が調査・審議を行う治験の特性により、専門領域の委員を規定する必要もある。

（3）非専門委員（医学、歯学、薬学その他の医療又は臨床試験に関する専門的知識を有する者以外の委員で下記（4）の委員を除く）

：2名以上

（4）外部委員（登録医療機関及び共同IRBの設置者と利害関係を有しない委員）

：2名以上

2 共同IRBの委員は、共同IRB設置医療機関の長が選任（指名）するものとする。なお、共同IRBの委員は、男女両性を含むものとし、委員の数により前項第3号、第4号の委員を増やす等により、委員構成を適正な割合に保つこと。

3 前項の委員の任期は2年とするが、再任は妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

4 登録医療機関の長は、共同IRBに出席することはできるが、委員になること並びに審議及び採決に参加してはならない。

（共同IRB委員長及び副委員長）

第6条 共同IRBは、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により決定する。

3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

4 委員長に事故があるとき、若しくは欠けたとき、又は委員長が審査の対象となる治験に関与するときは、副委員長がその職務を代理し又は職務を行う。

5 前項の場合であって、副委員長に事故があるとき、若しくは欠けたとき、又は副委員長が審査の対象となる治験に関与するときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理し又は職務を行う。

（共同IRBの運営）

第7条 共同IRBは、原則として月1回開催する。ただし、委員長が必要と認めたとき、委員総数の過半数から要請があったとき、並びに被験者に対する精神的及び身体的侵襲の可能性があり緊急的な

審査が必要な場合にあっては臨時に開催することができる。

2 共同IRBは、委員総数の過半数、かつ少なくとも5名以上の出席をもって成立するものとする。この場合において、第5条第1項第3号及び第4号に規定する委員が、各々1名以上出席していなければならない。

3 委員長が特に必要と認めるときは、委員以外の特別の分野の専門家に出席を求め協力を得ることができるものとする。

***専門的知識を有する委員を確保しておくことは、共同IRBの重要な機能と考える。**

4 次に掲げる委員は、審査対象となる治験に係る審議及び採決に参加してはならない。

(1) 治験依頼者の役員又は職員その他の治験依頼者と密接な関係を有する者

(2) 自ら治験を実施する者又は自ら治験を実施する者と密接な関係を有する者

(3) 治験責任医師等又は治験協力者（治験責任医師等又は治験協力者は、その関与する治験について、共同IRBに情報を提供することは許されるが、当該治験の審議及び採決には参加してはならない）

5 共同IRBの採決は、審議に参加した委員のみが参加を許されるものとし、かつ審議に参加した委員全員の合意を原則とする。

第3章 共同IRBによる治験の審査

（治験実施の適否の審査）

第8条 共同IRBは、実施医療機関の長から当該実施医療機関において治験を行うことの適否について意見を聴かれたときは、審査の対象とされる治験が倫理的及び科学的に妥当であるかどうかその他当該治験が当該実施医療機関において行うのに適当であるかどうかを審査し、文書により意見を述べなければならない。なお、委員長は、共同IRBに治験責任医師等並びに委員長が指名した者（専門家、治験依頼者等）を出席させ、意見を聴くことができるものとする。

2 共同IRBは、審査対象の治験、審査した資料、審査日及び当該治験に対する共同IRBの意見が原則として次の各号のいずれかに該当するかについて明確に示された文書により実施医療機関の長に通知しなければならない。

(1) 承認する

(2) 修正の上で承認する

(3) 却下する

(4) 既に承認した事項を取り消す（治験の中止又は中断を含む）

(5) 保留する

3 共同IRBは、第1項の責務の遂行のために、審査対象としてGCP省令第10条第1項に規定する資料を実施医療機関の長から入手しなければならない。

4 共同IRBは、実施医療機関が十分な臨床観察及び試験検査を行うことができ、かつ、緊急時に必要な措置を講ずることができるなど当該治験を適切に実施することができるか否かを「治験実施医療機関施設概要書」も参考として検討しなければならない。

***実施医療機関の施設概要等において、被験者に対して緊急時に必要な措置を講ずることができるか、治験を適切に実施できるか否かを検討する必要がある。**

5 共同IRBは、治験責任医師等が当該治験を実施する上で適格であるか否かをその最新の履歴書等により検討しなければならない。

- 6 共同IRBは、被験者の人権の保護、安全の保持及び福祉の向上を図る上で追加の情報が必要であると判断した場合には、説明文書に求められる事項以上の情報を被験者に提供するように要求することができる。
- 7 共同IRBは、被験者の代諾者の同意に基づき、被験者に対して直接の臨床的利益が予期されない非治療的な内容の治験が行われることが計画されている場合には、提出された治験実施計画書及びその他の文書が、関連する倫理的問題を適切に配慮しており、かつ、GCP省令の規定に従っているものであることを確認しなければならない。なお、共同IRBの承認文書中に、同意を得ることが困難な者を対象とすることを承認する旨が明記されていないなければならない。
- 8 共同IRBは、被験者及びその代諾者の事前の同意を得ることが不可能な緊急状況下における救命的な内容の治験が行われることが計画されている場合には、提出された治験実施計画書及びその他の文書が、関連する倫理的問題を適切に配慮しており、かつ、GCP省令の規定に従っているものであることを確認しなければならない。なお、共同IRBの承認文書中に、被験者及び代諾者の同意なしに治験に参加する際の人権の保護、安全の保持及び福祉の向上を図るための方法が明記されていないなければならない。
- 9 共同IRBは、被験者に対する金銭等の支払がある場合には、その支払額及び支払方法を審査し、これらが被験者に治験への参加を強制し、不当な影響を及ぼさないことを確認しなければならない。
- 10 共同IRBは、被験者に対する金銭等の支払がある場合には、その支払方法、支払金額、支払時期等の情報が説明文書に記述されていることを確認し、参加期間等による案分の方法が明記されていることを確認しなければならない。
- 11 共同IRBは、必要と認める場合は、実施医療機関の長に治験依頼者から支払われることが予定されている治験費用又は自ら治験を実施する者が確保する治験費用に関する資料の提出を求め、その内容及び支払方法又は確保の方法を審査し、これらが適正であるか否かを確認することができる。この場合において、治験依頼者等は、求められた資料を実施医療機関の長に提出すること。
- 12 共同IRBは、実施医療機関の長から再審査が請求された場合には、実施医療機関の長と協議し、必要に応じて再度、当該治験の審査を実施すること。

（治験の継続審査）

- 第9条 共同IRBは、実施医療機関の長から既に進行中の治験の継続の適否について、意見を聴かれたときは、実施医療機関の長から審査の対象となる資料を入手し、適切な期間内に審査を行い、その意見を文書で実施医療機関の長に通知しなければならない。なお、委員長は、共同IRBに治験責任医師等並びに委員長が指名した者（専門家、治験依頼者等）を出席させ、意見を聴くことができるものとする。
- 2 共同IRBは、重大な安全性情報の通知を受けた場合には、治験を継続して行うことの適否について、実施医療機関の長に加えて治験責任医師及び治験依頼者又は自ら治験を実施する者にも同時に文書により意見を述べることができる。この場合においては、共同IRBの意見を実施医療機関の長が治験依頼者及び治験責任医師又は自ら治験を実施する者に文書により通知したものとみなすこともできる。
 - 3 第1項及び前項に規定されている実施医療機関の長等への通知文書は、前条第2項の規定を、再審査請求については同第12項の規定を準用する。

（専門治験審査委員会の意見）

- 第10条 共同IRBは、実施医療機関の長が特定の専門的事項について他の治験審査委員会（以下、「専

門治験審査委員会」）の意見を聴いた場合には、実施医療機関の長から報告された専門治験審査委員会の意見を踏まえて、当該実施医療機関における地域的特性、当該実施医療機関において被験者となる集団の特性等その他当該実施医療機関に固有の事項について考慮した上で、当該治験を実施又は継続することの適否についての意見を述べなければならない。

- 2 前項の場合であっても、実施医療機関の長に対して治験の実施又は継続の適否について最終的な意見を述べるのは共同IRBである。この場合、共同IRBは、専門治験審査委員会の意見を十分に尊重した上で、治験の実施又は継続の適否についての意見を述べること。

（迅速審査）

第11条 共同IRBは、既に承認された進行中の治験に関わる軽微な変更に関して、迅速審査を行うことができる。なお、この場合の「進行中の治験に関わる軽微な変更」とは、治験の実施に影響を与えない範囲で、被験者に対する精神的及び身体的侵襲の可能性がなく、被験者への危険を増大させない変更をいう。

- 2 迅速審査の対象であるか否かの判断は、委員長が行うものとする。ただし、委員長が迅速審査の対象となる治験の関係者であるときは、副委員長又は（副委員長も迅速審査の対象となる治験の関係者であるときは）他の委員を委員長が指名し判断することとする。

- 3 迅速審査は、委員長がこれを行うものとする。ただし、委員長が迅速審査の対象となる治験の関係者であるときは、副委員長又は（副委員長も迅速審査の対象となる治験の関係者であるときは）他の委員を委員長が指名してこれを代行させる。

***2,3：迅速審査の運用方法（審査対象ならびに、継続の可否の判断等）については、各共同IRBで検討する必要がある。**

- 4 共同IRBは、前項に規定する迅速審査の内容及び結果を文書により実施医療機関の長に通知しなければならない。この場合の実施医療機関の長への通知文書は、第8条第2項の規定を準用する。また、迅速審査の内容及び結果については、次回の共同IRBで報告することとする。

（共同IRBの会議の記録の概要）

第12条 共同IRBは、以下の事項を踏まえて、開催ごとに会議の記録の概要を作成しなければならない。ただし、前条に規定する迅速審査の記録の概要は作成する必要はない。

- (1) 開催日時、開催場所、出席委員名、議題及び審議結果を含む主な議論の概要が含まれること。
- (2) 前号の議題には、成分記号（一般名が付されている場合にはその名称を含む。）、治験依頼者名又は自ら治験を実施する者の氏名、開発の相及び対象疾患名（第Ⅲ相試験に限る。）が含まれること。
- (3) 第1号の審議結果を含む主な議論の概要については、単に審議結果のみを記載するのではなく、質疑、応答などの主な内容を簡潔に記載すること。なお、特に議論がなかった場合には、審議結果のみ記載することで差し支えないこと。

（共同IRBの情報の公開）

第13条 共同IRBは、以下の事項について公表しなければならない。

- (1) 本標準業務手順書
- (2) 共同IRBの委員名簿
- (3) 前条に規定する会議の記録の概要
- (4) 共同IRBの開催予定日